

# 「中学校学習指導要領案」に対して消費者教育の充実を求める意見

2008年3月12日  
日本弁護士連合会

当連合会は、文部科学省が2008年2月16日付で公表した「中学校学習指導要領案」（以下「新学習指導要領案」という。）について、消費者教育を充実させる観点から以下のとおり意見を述べる。

## 第1 意見の趣旨

1 消費者教育は、中学校の教育課程において「『生きる力』をはぐくむ」という基本理念の下、生徒が習得すべき大きな一つの教育目的として据えられ、教科にとらわれることなく授業が展開されるべきであり、それに応じて授業時間数も確保されるべきである。

## 2 新学習指導要領案の技術・家庭科の「家庭分野」について

- (1) 「内容」の「D 身近な消費生活と環境」「(1) 家庭生活と消費…」のアにおける「消費者の基本的な権利と責任について理解すること。」については、「内容の取扱い」において、「なお、消費者の責任については、消費者の基本的権利を前提にして、消費者が主体的に判断し行動する際の責任（例えば、批判的意識を持つ責任など）であることを明らかにし、消費者の権利が制限される意味での『責任』ではないことを明確にすること。」と記載すべきである。
- (2) 「内容」について、販売方法の特徴や物資・サービスの選択・購入を教える前提として、「契約」の基本的事項について習得させる内容とすべきである。
- (3) 「内容の取扱い」については、「現実に生起する消費者トラブルを題材として、授業を展開すること。」を明記すべきである。

## 3 新学習指導要領案の社会科の「公民的分野」について

- (1) 「消費者の権利」を認識させ、「消費者として主体的に判断し行動すること」ができる力など「生きる力」に直結する消費者教育が行われるようにすべきである。
- (2) 「内容」について「契約の重要性」が明記されたことは評価する。さらに、「それを守ることの意義及び個人の責任に気付かせる。」に加えて、「なお、日常生活で締結される契約の大部分は消費者契約であり、事業者と消費者との間の情報力・交渉力等の格差を理由として、消費者の利益を擁護するために契

約の拘束力が修正される場合もあることについても注意喚起をする。」とすべきである。

- (3) 「内容の取扱い」については、「現実に生起する消費者トラブルを題材として、授業を展開すること。」を明記すべきである。

## 第2 意見の理由

### 1 はじめに

- (1) 文部科学省は、学習指導要領の改訂作業を行ってきたが、2008年2月16日付で、新たな学習指導要領案として「幼稚園教育要領案」「小学校学習指導要領案」「中学校学習指導要領案」を公表した。

これらの学習指導要領案は、「『生きる力』をはぐくむ」という現行学習指導要領の基本理念を維持しながら、「生きる力」の理念の実現のために、基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力等の育成等を目指し、これらを実現するために現行指導要領よりも授業時間数を増加させている。

- (2) 本意見は、上記の公表された学習指導要領案のうち「中学校学習指導要領案」について、後記の消費者教育の重要性に鑑みて、消費者教育の充実を求めるものである。

### 2 消費者教育の重要性について

- (1) 現代社会における消費者問題はますます複雑化・多様化しており、若者のトラブルを含めた消費者トラブルは急激に増加している。特に、悪質商法などの契約トラブルの被害は相変わらず多く、このような現状の中で、現代社会を生き抜くためには、中学校・高等学校などの学校において契約の基礎を修得させるなどの充実した消費者教育がなされ、「生きる力」を身に付けることがまさに求められている。

また、この間、消費者基本法において消費者の権利が明示され、その中に消費者教育を受ける権利が掲げられ、消費者教育の充実も消費者問題の解決において極めて重要な位置付けとなっている。

さらに、最近は、偽装表示や食の安全の問題など消費者の生活を脅かす事件が続発し、消費者の権利擁護のための行政組織の創設が具体的に検討されるなど、消費者の権利意識の向上も必要となっている。

- (2) このような現状を踏まえると学校教育においては、基礎学力の強化だけでなく、真に現代社会を生き抜く力を付けさせるための「消費者教育」も極めて重要なことは論を待たない。

当連合会は、かねてから消費者教育の重要性に鑑みて、研究・提言を行って

いるが、2004年5月8日付で「『21世紀型の消費者政策の在り方について』における消費者教育の充実に関する意見書」をとりまとめ、消費者被害の予防と消費者の権利の自覚のために消費者教育が極めて重要である旨の意見を示し、また、今回の学習指導要領の改訂作業につき、2007年6月14日付で「学習指導要領の改訂にあたって消費者教育の充実を求める意見書」（以下「2007年日弁連意見書」という。）を公表した。

2007年日弁連意見書において、当連合会は下記の意見の趣旨を明らかにしたが、今般の新学習指導要領案も同意見の趣旨を実現する内容とされるべきであることをまず確認しておく。

## 記

### （意見の趣旨部分）

- 1 中学校の社会科及び技術・家庭科、高等学校の公民科及び家庭科においては、生徒が現代社会を生き抜く力を身に付けられるよう、次の内容の消費者教育を行うこと。
  - (1) 「契約」について、その意味や仕組み、成立の要件や効果などの基本的事項を十分修得させたうえで、消費者の日常生活は多くの契約を結ぶことによって成り立っていることを理解させること。
  - (2) 消費者が商品やサービスを選定し、契約を締結するにあたって、自ら権利の主体として、商品やサービスの品質や内容、契約条項の意味などの必要な情報を積極的に収集し、合理的な判断の下に契約を締結することが重要であることを理解させること。そのうえで、情報収集についての知識・技術を修得させるとともに、契約締結の判断を合理的に行える能力を身に付けさせること。
  - (3) 多重債務問題や悪質商法等の現実に生起する消費者トラブルについて、社会経済の仕組みや構造から考えてその問題点を見抜く知識と能力を修得させること。
  - (4) 被害者を生まないために関係諸機関に情報を提供したり、対処を求めたり、自ら消費者団体を組織し参加したりするように能動的に行動する態度や考え方を修得させること。
- 2 消費者教育を行うにあたっては、現実に生起する消費者トラブルを題材として、授業を展開すること。特に多重債務問題については、具体的な事例を用いて、金利問題や多重債務からの予防策及び救済策についての学習を行うこと。
- 3 消費者教育は総合的学習の時間なども利用して、教科にとらわれることなく、広い観点から行われるよう工夫すること。
- 4 上記の内容を授業で実現するために、教師に対する研修の充実や具体的な

例を盛り込んだ教材の提供などがなされること。

- (3) 以下では、新学習指導要領案の全体について総論として意見を述べ（＝3），その後、実際に消費者教育を扱う技術・家庭科および社会科について各論の意見を述べる（＝4・5）。

### 3 総論＝新学習指導要領案における消費者教育の位置付けについて

- (1) 新学習指導要領案において、消費者教育は、技術・家庭科の「家庭分野」と社会科の「公民的分野」において扱われている。

この取扱いは現行学習指導要領と変わりがない。

- (2) しかし、現行および新学習指導要領案は「『生きる力』をはぐくむ」という基本理念の下に策定されており、「消費者教育」がまさに「生きる力」を身につけることに直結するものであることからすれば、生徒が習得すべき大きな一つの教育目的として据えられ、教科にとらわれることなく授業が展開されるべきである。

そのことは、2007年日弁連意見書・意見の趣旨3項で「消費者教育は総合的学習の時間なども利用して、教科にとらわれることなく、広い観点から行われるよう工夫すること。」と記載したとおりである。

- (3) 新学習指導要領案では授業時間数が増加し、それに伴って社会科の授業数は増加したものの、技術・家庭科の授業数は増加せず、また「総合的な学習の時間」は減少している。従って、消費者教育に充てる授業時間数が相対的に減少してしまっている。

しかし、上記の重要性からすれば、むしろ十分な授業時間数が確保されるべきであり、それは全科目的に時間を拠出するなどの形も踏まえて実現されるべきである。

### 4 各論1＝中学校の技術・家庭科における消費者教育について

- (1) 消費者教育は、中学校の技術・家庭科の「家庭分野」において、扱われている。

現行学習指導要領では「生活の自立と衣食住」と「家族と家庭生活」という2項目のうちの「家族と家庭生活」の中で扱われていたが、新学習指導要領案は家庭分野の構成を「A 家族・家庭と子どもの成長」「B 食生活と自立」「C 衣生活・住生活と自立」「D 身近な消費生活と環境」の4項目に再構成し、消費者教育はDの中で扱われることとなっている。

- (2) そして、「内容」については、

「(1) 家庭生活と消費について、次の事項を指導する。

ア 自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責

任について理解すること。

イ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。」

とされ、「内容の取扱い」は、

「(4) 内容の「D 身近な消費生活と環境」については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 内容の「A 家族・家庭と子どもの成長」、「B 食生活と自立」、「C 衣生活・住生活と自立」の学習との関連を図り、実践的に学習できるようにすること。

イ (1)については、中学生の身近な消費行動と関連させて扱うこと。」

とされている。

(3) 現行学習指導要領では「消費者保護について知」ることが記載されていたが、新学習指導要領案では「消費者の基本的な権利と責任について理解すること。」が明記されるに至った。

この「消費者の基本的な権利と責任」は、国際的な消費者団体である C I (Consumers International) が掲げる消費者の 8 つの権利（生活の基本的ニーズが保障される権利、安全を求める権利、選択する権利、知られる権利、意見を反映させる権利、補償を受ける権利、消費者教育を受ける権利、健全な環境を享受する権利）と消費者の 5 つの責任（批判的意識を持つ責任、主張し行動する責任、社会的弱者へ配慮をする責任、環境への配慮をする責任、連帯する責任）に対応するものと考えられ、消費者基本法を受けて、このような記載がなされた意義は大きい。

しかし、一方で「消費者の責任」という言葉のみが強調されすぎると、対事業者との関係で「消費者の権利」を不当に制限することになりかねず、注意が必要である。上記の消費者の 5 つの責任は、主体的に判断し行動する消費者の権利と表裏一体であり、消費者に対峙する事業者との関係で責任を負うという性質のものではない。消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑みて事業者の責務を法定した消費者基本法の趣旨も踏まえて、「消費者の責任」については、「内容の取扱い」において、「なお、消費者の責任については、消費者の基本的権利を前提にして、消費者が主体的に判断し行動する際の責任であることを明らかにし、消費者の権利が制限される意味での『責任』ではないことを明確にすること。」という記載をするべきである。

(4) また、「内容」については、販売方法の特徴や物資・サービスの選択・購入を教える前提として、「契約」の基本的事項について習得させることが不可欠である。

中学生にもなると自分で自由に使える小遣いも増え、また携帯電話やパソコンなどの通信機器を扱う機会もあり、日常生活が「契約」によって成り立っていることを知ることは極めて重要である。

- (5) さらに、「内容の取扱い」については、中学生の身近な消費行動と関連させて扱うことは当然であるが、「現実に生起する消費者トラブルを題材として、授業を開拓すること。」（2007年日弁連意見書・意見の趣旨2項）を明記すべきである。

## 5 各論2＝中学校・社会科における消費者教育について

- (1) 消費者教育は、中学校の社会科の「公民的分野」においても扱われている。

現行学習指導要領では公民的分野の「現代社会と私たちの生活」および「国民生活と経済」の中で扱われていたが、新学習指導要領案では、若干、全体の構成に変更がなされたうえで、「私たちと現代社会」および「私たちと経済」の中で扱われることとなっており、大きな変化はない。

- (2) 「内容」については、「(1)私たちと現代社会」の中において

### 「イ 現代社会をとらえる見方や考え方

人間は本来社会的存在であることに着目させ、社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させる。その際、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。」

とされ、また、「(2)私たちと経済」の中においては、

### 「イ 国民の生活と政府の役割

国民の生活と福祉の向上を図るために、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護など、市場の働きにゆだねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる。また、財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせる。その際、租税の意義と役割について考えさせるとともに、国民の納税の義務について理解させる。」

とされている。

そして「内容の取扱い」については、「(2)私たちと経済」について

### 「イ イの「消費者の保護」については、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱うこと。（後略）」

とされている。

- (3) 中学校の社会科では、上記のとおり、消費者教育と見ることができる部分が一部にあるだけであり、軽視されているのが実情である。

かつて、1989年改訂の旧中学校学習指導要領においては、内容として「消費者保護」が記載されたうえで、その「内容の取扱い」について「『消費者の保護』については、現代社会における取引の多様化や契約の重要性を取り上げ、消費者として主体的に判断し行動することが大切であることを考えさせよう留意すること。」という記載があった。ところが、上記記載は現行学習指導要領で削除されてしまい、新学習指導要領案でも削除されたままである。

現行学習指導要領を引き継ぐ新学習指導要領案は、国民の生活と福祉の向上を図るために政府が行う施策の一つとして「消費者保護」を取り上げるに止まり、「消費者の権利」という視点が決定的に欠落している。新指導要領案では「消費者の自立の支援」にも触れているが、これも消費者行政側からの視点で捉えているに過ぎない。

上記旧学習指導要領の記載のように「消費者として主体的に判断し行動すること」が今、求められているのであり、「消費者の権利」を認識させ、「生きる力」に直結する消費者教育が社会科でも行われるべきである。

(4) 具体的な内容として、現行学習指導要領では「社会生活における取決めの重要性」とされていた部分が、新学習指導要領案において端的に「契約の重要性」とされたことは評価できる。

また、契約の重要性とともに「それを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。」という点は、「契約の拘束力」を教えるという意味からすれば当然であるが、さらに加えて、「なお、日常生活で締結される契約の大部分は消費者契約であり、事業者と消費者との間の情報力・交渉力等の格差を理由として、消費者の利益を擁護するために契約の拘束力が修正される場合もあることについても注意喚起をする。」として、消費者契約の特質から契約の拘束力が修正されることがあることに言及すべきである。

(5) また、消費者教育部分の「内容の取扱い」については、「現実に生起する消費者トラブルを題材として、授業を展開すること。」（2007年日弁連意見書・意見の趣旨2項）を明記すべきである。

以上